

令和6年度 公文書開示（3月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
1	R7.2.17	R7.3.17	東京都漁業調整規則（昭和40年7月13日） 底たてはえ縄漁業許可制限措置（令和6年7月9日 6産労農水第906号） 島しょ組合登録漁船（東京都の水産 令和5年度版） 魚種・漁協別生産量（東京都の水産 令和5年度版）															対象となる文書は公表されている資料である。そのため、東京都情報公開条例第18条第2項に規定するインターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表若しくは提供を行っている情報に当たり、開示請求の対象とならない。	産業労働局農林水産部 水産課		
2	R7.2.17	R7.3.17	底たてはえ縄漁業許可 許認可方針（令和6年7月9日付 6産労農水第906号） 資源管理措置一覧（東京都） 資源管理措置（千葉県、神奈川県、静岡県） キンメダイの資源研究と資源管理に向けた都県間連携の経緯	45	1														産業労働局農林水産部 水産課		
3	R7.2.17	R7.3.17	令和6年底たてはえ縄漁業許可一覧表（令和6年11月8日付 6産労農水第1564号）	1		1					1	1						（第7条第2号） 特定の個人が識別され、または個人の権利利益を害するおそれがあるため。 （第7条第3号） 許可者の営業上の情報であり、公にすることにより許可者の競争上または事業運営上の地位その他	産業労働局農林水産部 水産課		
4	R7.2.17	R7.3.17	太平洋クロマグロの漁獲の状況、課題、見直し R6当初配分公表分 東京都資源管理方針 東京都資源管理方針（別紙1-1 くらまぐろ（小型魚）） 東京都資源管理方針（別紙1-2 くらまぐろ（大型魚）） 太平洋広域漁業調整委員会指示第四十八号 東京海区における浮きはえ縄漁業の制限 海区委員会指示（浮きはえ縄）															対象となる文書は公表されている資料である。そのため、東京都情報公開条例第18条第2項に規定するインターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表若しくは提供を行っている情報に当たり、開示請求の対象とはならない。	産業労働局農林水産部 水産課		
5	R7.2.17	R7.3.17	くらまぐろの知事管理漁獲可能量の変更に関する実施要領	2	1														産業労働局農林水産部 水産課		
6	R7.2.17	R7.3.17	沿岸くらまぐろ漁業承認台帳 沿岸くらまぐろ漁業承認申請者一覧	36		1					1							（第7条第2号） 特定の個人が識別され、又は個人の権利利益を害するおそれがあるため。	産業労働局農林水産部 水産課		
7	R7.2.17	R7.3.17	2023年において、漁業者の操業監視、取締等に任務にあたるため東京都が〇〇と結んだ同〇〇所属船利用に関する条件等を定めた文書一式（契約書、活動実績報告などを含む）														1	1	1	東京都情報公開条例第7条第6号に該当 本件開示請求は特定の団体を名指ししており、請求文書の存否を答えるだけで、東京都と当該団体及び当該団体が所有する船舶に係る事業者との契約締結の有無に関する情報が明らかになる。当該情報は、公にすることにより、漁業取締りに係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれがあり、東京都情報公開条例第7条第6号に該当するものであることから、同条例第10条に基づき、請求文書の存否を明らかにしないで不開示となる。	産業労働局農林水産部 水産課

令和6年度 公文書開示（3月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
8	R7.2.14	R7.3.28	母島の太陽光パネルの設置工事に関する内容																対象となる文書は公表されている資料である。 （参考）東京都産業労働局産業・エネルギー政策部ホームページ https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/energy/menu/demonstration_hahajima そのため、東京都情報公開条例第18条第2項に規定するインターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表若しくは提供を行っている情報に当たり、開示請求の対象とならない。	産業労働局産業・エネルギー政策部事業者エネルギー推進課